

行政改革の取り組み

～総務部～

問い合わせ先

員弁庁舎 総務課

☎74-5801 FAX74-5800

文書（情報）管理を通じて、事務事業の合理化、効率化による行政改革を進めています!!

行政の持つ文書（情報）を住民と共有するためには、文書を適正に管理しなければなりません。そのために、いなべ市が選んだ文書管理の手法が、「ファイリングシステム」です。ファイリングシステムは、単なる文書の整理ではありません。文書の私物化を徹底的に排除し、文書を共有化することにより、誰でも情報を活用することができるようにするものです。フォルダと呼ばれる薄いファイルに収納された文書は、キャビネットという専用ロッカーに収納され、自分たちで決めた分類を手がかりに、知りたい文書をすばやく取り出すことが可能になります。



導入初年度である平成16年度には、総務部3課と企画部3課をモデル課として、いなべ市の運用に合った文書管理システム作りに取り組み、今年度は全庁舎への導入を進めています。



以前は、必要な文書を見つけるために多くの時間を必要としていましたが、ファイリングシステムの導入で、担当者以外でも対象文書を探し出すことが容易になり、検索時間が短縮され、お客さまへの対応もすばやくできるようになりました。また、退庁時には、すべての文書がキャビネットに収納され、机の上には何も残らないため、個人情報の流出を防ぐとともに、執務環境の整備にもつながっています。

このように文書の適正管理を通じ、事務事業の合理化、効率化による行政改革を進めています。

公文書は、市民のみなさんからお預かりしているものです。今まで以上に大切に取扱います。

※ファイリングシステムは、情報公開条例、個人情報保護条例に適合した文書管理の手法であり、決して個人情報の保護を脅かすものではありません。

口座振替分の領収書を廃止します

市税等を口座振替にて納付していただいている方には、口座振替後領収書を送付しておりましたが、市の行財政改革の一環として、経費節減および省資源化を推進するため、本年3月振替分をもって領収書の送付を廃止します。4月以降の振替分につきましては、預貯金の通帳に記帳してご確認ください。

なお、領収書に代わる書類（納付済明細書など）が必要な方は、下記担当課へご連絡ください。上記趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

※金融機関においても同様、領収書または振替済証明書等は発行されませんので、ご了承ください。

★領収書を廃止するもの

市県民税、固定資産税、軽自動車税	員弁庁舎 納税課	☎74-5803
※軽自動車税にかかる車検用納税証明書は従来どおり納税者に送付します		
国民健康保険料	北勢庁舎 保険年金課	☎72-3829
介護保険料	大安庁舎 介護保険課	☎78-3518
保育園保育料	大安庁舎 こども家庭課	☎78-3513
福祉資金貸付事業償還金	大安庁舎 福祉総務課	☎78-3563
老人ホーム入所負担金	大安庁舎 高齢障害課	☎78-3520